

空中給油訓練に関する航空自衛隊と米太平洋空軍の覚書について

解釈との整合性とともに情報開示の透明性も課題となる。

空自の4機の給油機「KC767」（愛知県小牧基地）が昨年から本格的な運用体制に入ったことから、太平洋空軍傘下の在日米空軍を統括する第5空軍（東京横田基地）と航空自衛隊との間で昨年10月5日に交わされた。日米物品役務相互提供協定（ACSA）に基づき実施される。

米軍は中国の接近阻止戦略に対抗するため、台湾海峡有事などを念頭に「長距離航空戦力による抑止力を重視。攻撃機の戦闘行動半径や哨戒機の滞空時間を拡大できる空中給油による日本の後方支援に期待している。【ワシントン時事】

この報道がなされて私たちは、10月24日、愛知県の航空対策課に対して、以下の4項目の要請書を提出し、話し合いの場を持った。

1. 政府・防衛省に対し「覚書」の内容を明らかにするよう要請し、「覚書」の破棄を要求すること。
2. 「覚書」の内容を周辺自治体並びに県民に対し明らかにすること。
3. 昨年と今年、アラスカで行なわれた日米共同演習における訓練内容を明らかにし、周辺自治体並びに県民に周知すること。
4. 小牧基地での米軍の利用実態を明らかにすること。

が、以下のように内容になっている。

「米太平洋空軍（司令部ハワイ）」と日本の自衛隊が昨年10月、日米共同訓練や有事の際に航空自衛隊の給油機から米軍戦闘機などへの空中給油実施を可能にする覚書（MOU）を締結していたことが2日、分かった。米国防総省筋が明らかにした。東アジアでの抑止力維持のため空中給油による長距離攻撃能力を重視する米空軍の作戦運用に空自が深く関与することになる。しかし、米軍の武力行使との一体化を懸念する専門家の見方もある。

日本の防衛省は「覚書を交わしたのは事実。航空自衛隊の空中給油機と米空軍の受給機間の技術的適合性の確認など所定の手続きを行った後、訓練で日米相互の空中受給が可能になる」と指摘。さらに「日本から米軍機への空中給油は共同訓練に限定されず、周辺事態や武力攻撃事態の米軍への後方支援でも可能」と説明している。

これまで共同訓練での空中給油は米軍機から自衛隊機への一方通行だったが、覚書により、日本側から米軍の戦闘機や爆撃機、空中警戒管制機（AWACS）への空中給油が可能になる。

これにより日米が重視する相互運用性が強化されるが、日本が提供した燃料が米軍の軍事作戦に転用されないようにする措置も必要になる。有事への対応を含め、集団的自衛権の行使を認めていない憲法

小牧基地に配備され、昨年より正式に運用を開始した、空中給油機をめぐって、10月3日、自衛隊による米軍機への給油に関する「覚書」が昨年締結されていたと報道された。

1年もたつて報道され、国会で主大きな問題になっていないが、ことは重大である。私たちは、早速、県の基地対策かに申し入れを行なうことにした。

なぜ県か。その理由は、小牧基地の滑走路は、県営名古屋空港の滑走路を自衛隊が着陸料を払い使用している。設置管理の責任は県にあり、空港の使用に関しては名古屋空港条例と自衛隊との契約がなされている。

空中給油機導入に反対の立場で運動をしてきた私たちは、ことあるごとに県に対し、基地機能強化にあたるので、導入を認めないよう」と要請を行った。その過程で、防衛施設局（当時）は、空中給油機が導入されても、小牧基地の従来の任務である「輸送と教育」を逸脱するものではない。「空中給油輸送機」は給油もできる輸送機であると県や周辺自治体に説明し、了解を取り付けたといういきさつがあるからだ。もちろん、私たちが、この屁理屈ともいえる言い訳を受け入れたわけでもなく、自衛隊との共同運用も再三再四指摘したところである。

その覚書の内容は、報道でしか知るところでない

これに対する各項目の県の対応は以下のような内容だった。

①「覚書」については、新聞報道で知った。「覚書」について意見を言う立場にない。基本的な役割は特に説明がないので変わっていない。

②内容を明らかにする立場にはない。

③聞く立場にないので聞かない。

④年間での回数は公表を有されている開示することは可能。それ以上は日米地位協定の問題もある。それ以上のことは防衛省、国交省、外務省の三省にまたがる。情報公開の請求があれば、関係各省に紹介し、問題がなければ開示する。過去の例を見ると難しいのではないかと。隠すつもりはない。

約1時間にわたる県との話し合いで、要するに県は、「覚書」の内容に「名古屋空港」という文言が入っていないければ県は関知できない。言外に、「外交防衛は国の専管事項」なので、県は言う立場にないということをはじみ出していました。

しかし、そもそも滑走路を管理するのは愛知県であり、家主にあたる。借主がその使用目的以外で使うことを家主はチェックすることできるし、ましてや違法の可能性もあることで近隣にも迷惑がかかる事柄なのに知らないというのはまったく筋が通らないことだ。覚書が交わされてから1年経って明らかになったわけだが、今年7月には毎年行なわれてい

るアラスカでの日米の共同訓練に参加している。レッドフラッグアラスカ」と銘々されているこの訓練は、6月27日から7月29日かけて行なわれ、参加人員は約330名、小牧基地からはC-130輸送機3機と空中給油機2機、そのほかに浜松基地からはAWACS、小松基地からはF-15戦闘機6機が参加し、防空戦闘訓練、基地防空訓練、戦術空輸訓練及び空中給油訓練などを行なっている。当然、昨年結ばれたこの「覚書」を元に米軍への給油訓練が実施されたことだろう。ちなみに、この訓練では初めて日豪の共同訓練も行なわれている。

「覚書」を交わしたことも、アメリカとの共同訓練も私たちに知らされない、関心の行き届かないところで行なわれている。ここ数年、小牧基地には機動衛生隊の配備、管制塔の基地側への移転、C-130

輸送機への空中給油機能の整備などなど、能力と設備の整理をしている。既成事実を積み重ねながら、「周辺事態」や「武力攻撃事態」になったとき、またはアメリカが国益や民主主義を標榜して軍事力行使するとき、日本はいつでも共同行動が取れるような体制の構築を行なっている。そのことは、憲法9条の一層の空洞化だ。

どこで歯止めをかけるのか

(上) アラスカでの空中給油訓練。

手前がKC767 (下) 日豪共同訓練



私たちが問われている。私たちは、小牧基地の周辺自治体（小牧市・春日井市・豊山町）への質問状の送付、小牧基地への申し入れなどを行っている。県営空港は、地元経済の発展のためひいては県民の生活の向上のためあるべきことは私たちがしてきた通りだ。これまで、県はその路線で来ていた筈だ。小牧基地「輸送と教育」、(この任務でも、ご存知のようにイラク戦争時の活動を名古屋高裁では憲法9条1項違反としました。)を明らかに逸脱する戦闘機や爆撃機へ空中給油を、設置管理をする県が見過すことは、責任回避、放棄といわざるを得ない。自治体の平和力がきちんと発揮できるよう、私たちができることは少ないかもしれないが常に関心を持ち、この問題を含め、今後も小牧基地の動きを注視していきたいと思う。

(山本)

